

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>1 計画改定の趣旨等</p> <p>(1) 計画改定の趣旨</p> <p>神奈川県地域福祉支援計画は、<u>社会福祉法の改正により、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」その他の福祉に関する個別計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととなりました。</u> <u>今回、県としては、こうした地域福祉支援計画を改定するに当たり、福祉に関する個別計画と計画期間や見直し時期を合わせることで、計画間の整合を図るとともに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくり、いわゆる地域共生社会づくりを実現するために、現行計画の評価や、「ともに生きる社会かながわ憲章」の内容も踏まえて改定します。</u></p>	<p>現計画の改定を2年間延期したこと、次期計画を第5期として策定することを記載。</p>	<p>神奈川県地域福祉支援計画は、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を示した計画です。 前計画である第4期計画は、平成30年度から令和2年度を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を延期したことから、令和3年度及び4年度も第4期計画の施策を引き続き展開してきました。 本計画は、第4期計画の成果や課題、また、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな課題、さらには、新型コロナウイルス感染症による地域福祉の変化やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」として策定します。 また、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、市町村における包括的な支援体制の整備への支援などの対策等について盛り込むこととし、「地域共生社会」の実現に向けて様々な施策を展開します。</p>
	<p>「地域共生社会」の説明及び図を記載。</p>	<p>地域共生社会とは <u>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。</u> (図あり)</p>
<p>(2) 計画の性格</p> <p>ア 法的位置付け</p> <p>社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画です。</p>		<p>変更なし</p>
<p>イ 他の個別計画との関係</p> <p>「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン」その他の個別計画の上位計画としての理念を明確にし、他の計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込みます。</p>		<p>「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込みます。</p>
	<p>地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ図を記載。</p>	<p>(図あり)</p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>(3) 計画の基本目標</p> <p>誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現 ～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～</p> <p>改定計画では、<u>現行計画を継承しつつ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。</u> また、2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切に、共生社会を目指す意識の醸成に取り組みます。 さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組みを引き続き進めます。 改定計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を副題として取り組みます。</p> <p>なお、2015年9月、<u>ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016（平成28）年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</u></p>	<p>基本目標の副題の「地域社会」を「地域共生社会」に改める。</p> <p>SDGsの17のゴール（目標）について記載。</p>	<p>誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現 ～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～</p> <p>本計画では、<u>これまでの計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。</u> 2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切に、共生社会を目指す意識の醸成に<u>引き続き</u>取り組みます。 <u>また、当事者の目線に立った地域福祉を担う人材の育成や個人の尊厳を尊重する取組を進めます。</u> さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組を引き続き進めます。 本計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。</p> <p>なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「<u>持続可能な開発目標</u>」（Sustainable Development Goals =略称SDGs）が記載され、17のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。</p>
	SDGsの17のゴールを含むロゴマークを掲載。	(SDGsのロゴマークを掲載)
<p>(4) 計画の期間</p> <p>2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。</p>	計画期間は、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの年間とする。	2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。
<p>2 「地域福祉」に関する県の考え方</p> <p>本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。 現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。 さらに、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。 今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、<u>国において2016（平成28）年6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「地域共生社会の実現」の考え方、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理しました。</u></p>	<p>社会福祉法の改正等を踏まえた「地域福祉」の考え方の整理であることを記載。</p> <p>文言修正</p>	<p>本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。 現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。 さらに、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが求められています。 今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、「<u>地域共生社会の実現</u>」の考え方や「<u>ともに生きる社会かながわ憲章</u>」の理念、<u>また、社会福祉法の改正等を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理します。</u></p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>(1)「地域福祉」とは</p> <p>県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「<u>ともに生きる社会かながわ憲章</u>」の理念も踏まえ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。</p> <p>そうした社会を実現するためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画した地域づくりが必要です。</p>	<p>文言修正</p>	<p>県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。</p> <p>そうした社会を実現するためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画していくことが必要です。</p>
<p>2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。</p> <p>また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、医療、住まい、就労や教育に関する課題や、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意することとされました。</p>	<p>変更なし</p>	<p>変更なし</p>
<p>そのため、地域で暮らす皆さんが「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる<u>地域社会</u>づくりが必要です。）</p>	<p>法第4条（地域福祉の推進）第1項が追加され、地域福祉の推進は「地域住民が主体」であることが明文化。 「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」</p> <p>[改正社会福祉法（令和3年4月施行）]</p>	<p>さらに、2021（令和3）年4月施行の社会福祉法の改正では、<u>地域福祉の推進に当たって、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないとされました。</u></p> <p>そのため、地域で暮らす皆さんが「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、<u>これまで以上に主体的に自分らしく活躍できる地域共生社会づくりへ関わっていくことが必要です。</u></p>
<p>(2)「地域福祉の対象者」とは</p> <p>県において「地域福祉の対象者」とは、すべての人々であると考えます。支援が必要な高齢者や障がいのある本人及び家族、社会的孤立を感じがちな子育て中の親、国籍や言葉の壁、文化や宗教の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなく「さまよう若者」、ホームレスなど、こうした人々は国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者であると考えます。</p>	<p>変更なし</p>	<p>変更なし</p>

現行計画	新たな要素	本文（案）
<p>(3) 地域福祉の担い手とは</p> <p>県において「地域福祉の担い手」とは、「支え手」「受け手」の関係を越えて、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。</p> <p>地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会、NPO法人等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員、里親、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる<u>皆さん</u>が地域福祉の担い手です。</p> <p>さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。</p> <p>それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。</p> <p>① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと</p> <p>② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や持つ資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと</p> <p>③ 社会福祉施設や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと</p> <p>そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。</p> <p>なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。</p>	<p>文言修正</p>	<p>県において「地域福祉の担い手」とは、「支え手」「受け手」の関係を越えて、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。</p> <p>地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会、NPO法人等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員、里親、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる<u>個人・団体</u>が地域福祉の担い手です。</p> <p>さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。</p> <p>以下、変更なし</p>
<p>(4) 市町村及び県の役割</p> <p>地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、<u>2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされました。</u></p> <p>市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、<u>社会福祉法の改正（2018（平成30）年4月施行）により、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を「我が事」として把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。</u></p> <p>県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して支援する役割を担っています。</p>	<p>法第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>○第2項の改正 「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない」</p> <p>○第3項の新設 「国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。」</p> <p>[改正社会福祉法（令和3年4月施行）]</p>	<p>地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、<u>2021（令和3年）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とされました。</u></p> <p>市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。</p> <p>県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して、<u>国とともに支援する役割を担っています。</u></p> <p><u>さらに、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。（第3章から移動）</u></p>

現行計画	新たな要素	本文（案）																		
<p>(5) 社会福祉協議会との協働・連携</p> <p>社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられています。これまで、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねており、これからも地域福祉の推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。</p> <p>神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、この「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。</p>	<p>文言修正</p>	<p>変更なし</p>																		
	<p>地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ図を記載。</p>	<p>(図あり)</p>																		
<p>3 圏域の設定</p>																				
<p>県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1圏域（注））を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組みます。</p> <table border="1" data-bbox="219 1094 1181 1472"> <thead> <tr> <th>保健福祉圏域名</th> <th>構成市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜保健福祉圏域</td> <td>横浜市</td> </tr> <tr> <td>川崎保健福祉圏域</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>相模原保健福祉圏域</td> <td>相模原市</td> </tr> <tr> <td>横須賀・三浦保健福祉圏域</td> <td>横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町</td> </tr> <tr> <td>県央保健福祉圏域</td> <td>厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村</td> </tr> <tr> <td>湘南東部保健福祉圏域</td> <td>藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町</td> </tr> <tr> <td>湘南西部保健福祉圏域</td> <td>平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町</td> </tr> <tr> <td>県西保健福祉圏域</td> <td>小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</td> </tr> </tbody> </table>	保健福祉圏域名	構成市町村	横浜保健福祉圏域	横浜市	川崎保健福祉圏域	川崎市	相模原保健福祉圏域	相模原市	横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町	県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		<p>変更なし</p>
保健福祉圏域名	構成市町村																			
横浜保健福祉圏域	横浜市																			
川崎保健福祉圏域	川崎市																			
相模原保健福祉圏域	相模原市																			
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町																			
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村																			
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町																			
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町																			
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町																			